

## ●香川県告示第42号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成28年2月5日

香川県知事 浜 田 恵 造

### 1 保安林の所在場所

さぬき市昭和字山田乙319の2、字谷乙251、乙254の1、乙254の3、乙254の9、乙258の2、乙278の2、字白羽乙6の1、乙6の6、乙9、乙63の3、乙64の1、乙64の5、乙66の4、乙67の2、乙180の2、乙201の1、前山字青木山2730の2、字大井谷1058の1、1058の2、1070、字大石56の1から56の5まで、字東大石1071の1、造田乙井字北山田41の1（次の図に示す部分に限る。）、41の14、41の16、176の2、造田宮西字岩手1969の1・1969の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1969の3、1969の4、1970の1、甲1973の1、甲1974の1、字西沢乙甲1981の5、甲1981の9、甲1983の6、字西沢甲甲1987の10、字西谷甲1936の6、甲1936の8、甲1968の1、甲1968の4、字相部甲2026の3、甲2026の11、甲2030の1、甲2030の3、甲2030の6、甲2031の1、甲2031の3、甲2032の1から甲2032の3まで、甲2032の8、甲2032の9、甲2033の5、甲2034の1、甲2034の4、甲2034の20、字内間甲2035の1、甲2035の2、甲2035の5、甲2036の1、甲2036の2、甲2037の1、甲2037の2、甲2038の2、多和経座西49の1、49の2、兼割18の1、31の1、31の10、31の12、32の7、菅谷59の1、59の42、71の1、71の4から71の7まで、123の1、123の2、162の2、255の1、255の21、255の67から255の72まで、竹屋敷7の2、8の1、8の15、14の5、17の2、20の1、22、24の2、24の3、169の2、170の2、中山上16の2、16の12、16の15、16の16、92の1、92の4、中山中79の1から79の30まで、79の32から79の36まで、79の38、79の39、79の41、79の43、79の45、79の47から79の55まで、東谷92の1から92の3まで、92の5、95の1、95の3から95の5まで、95の7、95の8、95の18、108の2、108の3、108の7、力石上56、横川188の1、188の5から188の9まで、188の11から188の19まで、188の21、188の22、188の24から188の37まで、188の42、188の44、188の46から188の51まで、188の53、188の57から188の59まで、201の2、201の7から201の15まで、201の17から201の20まで、201の30、長尾東字谷吉2657の1、2658の1、2658の3、2658の4、2660の6、字土釜2009の1、2010の4、2010の16、2013の1、2013の2、2013の4、2023の1

### 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

### 3 当該変更に係る指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐とする。

昭和字山田乙319の2、字谷乙251、乙254の1、乙254の3、乙254の9、乙258の2、乙278の2、字白羽乙6の1、乙6の6、乙9、乙63の3、乙64の1、乙64の5、乙66の4、乙67の2、乙180の2、乙201の1、多和経座西49の1、49の2、竹屋敷8の1、8の15、14の5、17の2、22、24の2、24の3、169の2、170の2、中山中79の1から79の30まで、79の32から79の36まで、79の38、79の39、79の41、79の43、79の45、79の47から79の55まで、東谷92の2、92の5、95の5、95の7、108の2、108の3、108の7、力石上56

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町森林整備計

画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を香川県環境森林部みどり保全課及びさぬき市建設経済部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。)